

令和 6 年度組織改正について

(スポーツ行政・文化財行政等の知事部局移管)

R5.10 総務部 県民文化部 健康福祉部 観光部 教育委員会

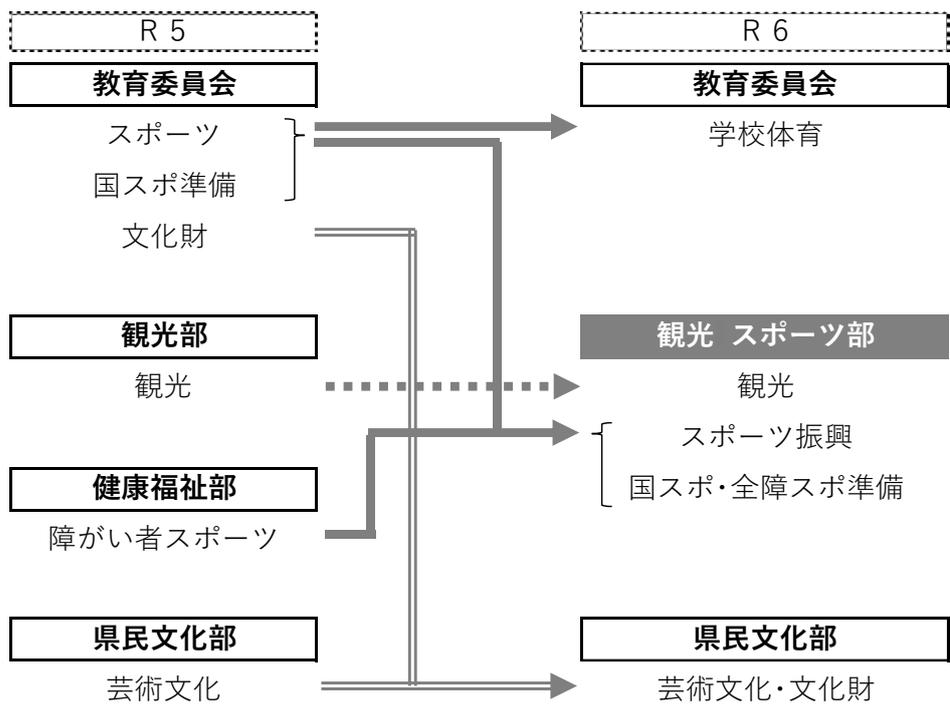
1 概要

令和 10 年の国スポ・全障スポ大会を見据えるとともに、学びの県づくりや観光、地域振興等と連携した効果的な施策推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 4 月 1 日にスポーツ行政（学校体育を除く）・国スポ準備業務・文化財行政を教育委員会から知事部局に移管

2 期待される効果

- 令和 10 年の国スポ・全障スポ大会の県一丸となった推進
- 生涯スポーツやプロスポーツ、文化財等の活用を通じた地域活性化
- 「観光×スポーツ」「観光×国スポ・全障スポ」「芸術文化×文化財」など知事部局の既存施策との相乗効果発揮

3 体制案



※本改正に伴い、所管現地機関（県立歴史館、県営上田野球場、県立武道館等）も移管するほか、体育センターについては業務を他所属へ移管した上で廃止を予定

4 今後の予定

- 11 月 関連条例案を 11 月定例会に提出
- 2 月 所属を含む組織改正案公表